

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2310 隣保館交流事業経費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	03	同和行政費
基本 施策	39 部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	目	02	隣保館費
		細目	213	隣保館事業経費
		細々目	57	隣保館交流事業経費
行革大綱の重点事項番号		コード	101000	担当者 氏名
担当部課	名称	101000	同和課	安岡健司
		連絡先	22 - 9633 (内線) 2193	

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	各隣保館の地域住民及び市民	※対象件数
成果(どうする)	8地区内の8隣保館の地域住民の交流を通じて地域の課題解決・部落問題の解決につながる。	
根拠法令・要綱等		
開始年度	平成 23 年度	関連事業
終了年度	平成 24 年度	隣保館事業
事業概要	参考：平成23年度事業「伊賀市隣保館福祉交流会事業」 ・各地域の隣保館活動等の交流を行う。 ・各地区隣保館が抱える部落問題について、交流をとおして解決が図れるよう互いに協力をし事業を行う。 ・各地域の65歳以上の高齢者を対象に、各地域に伝わる伝統文化の交流及び伝承ほか	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	民間委託等
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値		
			H22	H23	H24	H25	
	交流事業参加人数	人		200	200	200	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値			目標値		
				H22	H23	H24	H25		
	交流事業各地区館対象者参加率	参加者数/各地区館対象者数	%			30	30	30	

【投入コスト】

投入コスト	H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
Aの 財源 内訳	国庫支出金							
	県支出金	526	526	526	526			
	地方債							
	その他							
	一般財源	674	674	674	674	674	674	
事業投入人員費(B)	0.5人	3,600	0.5人	3,600	0.5人	3,600	0.5人	3,600
フルコスト(A)+(B)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	

【事務事業企画の背景、状況変化見直し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 同和地区の高齢化が著しく、一人暮らしの世帯も多い状況です。そのため伊賀市内8つの隣保館の老人が交流し連帯感を深め意見交換する中で生きがいを共感していただくと共に、意見交換を通じて現状を把握し伊賀市の地域福祉計画に基づき、老人福祉の充実のため今後の各隣保館運営や活動につなげこの事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見直し)
 各隣保館の輪番により開催する。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 事業実施について部落解放同盟伊賀市協議会と協議済みである。高齢化が著しいことから地域住民の求める福祉施策などを地域枠を越えて行うことで、現状の改善に取り組んでもらいたい。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 高齢者の意見交換や課題の共有の内容が一定化した時点において、この事業による隣保館活動への新たな事業反映が少なくなった時点。

【事前評価】

		該当項目に○をつけてください。	
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		【特記事項】
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	○	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○	
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	○	【根拠】 生活困難者が増加し部落差別による地区住民の生活環境が悪化する。
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	【根拠】 伊賀市同和施策推進計画
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	○	【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 高齢者や生活困難者の福祉の向上をめざした事業を行う必要がある。
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。		【根拠】
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。		【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。		【根拠】
【比較検討結果】	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。		【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。		【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	○	【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。		【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。		【いづごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
牧野 頼悌	市内8つの隣保館はそれぞれの創意工夫により運営している。この事業により地域住民の交流を通じて市民館で生活実態意見交換を図ることや、今後の運営方針の参考となる。